

学校法人湊川相野学園 評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人湊川相野学園（以下「学園」という。）の評議員の手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、湊川相野学園寄附行為で規定されたものをいう。
- (2) 職員評議員とは、学園の職員としての給与を支給している評議員をいう。
- (3) 非常勤評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (4) 評議員の報酬とは、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員には、次のとおり手当を支給するものとする。

- (1) 職員評議員に対しては、評議員としての報酬は支給しない。
- (2) 非常勤評議員に対しては、評議員としての報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第4条 非常勤評議員の報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 会議等の手当は、翌月20日(当日日曜日および祝祭日のときはその前日)に支給するものとする。

(費用)

第6条 評議員が職務執行のため出張した場合は、当該評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、湊川相野学園旅費規程のとおりとする。

2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が常任理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。学校法人湊川相野学園役員報酬規程は廃止する。

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

別表第1

職 員 評 議 員	報酬は支給しない	
非 常 勤 評 議 員	評議員会への出席	1日 1万円
	学園が依頼した業務への出席	1日 1万円